

犬山市議会第90号議案

犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

犬山市長 原 欣 伸

記

1 施設の名称

犬山市心身障害者更生施設

2 指定管理者となる法人

犬山市字牛岩37番地1

社会福祉法人 まみづの里

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(説明)

この案を提出するのは、犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者を指定するため必要があるからである。

参考資料

犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の概要

主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

所在地 犬山市字牛岩 37番地1
名称 社会福祉法人 まみずの里
代表者 理事長 日比野 良太郎
認可 平成元年 9月30日
設立 平成元年10月11日
従業員 77名（令和7年3月31日現在）